

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	開示のデジタル化の推進	
規制の区分	拡充	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号: 03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i	
規制の目的、内容及び必要性	開示請求で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。	
直接的な費用の把握	費用の要素	
(遵守費用)	実質的に新たな遵守費用は発生しない	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を設ける予定	
備考		